

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年9月17日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人京都子どもセンター

### (2) 代表者の氏名

竹内 香織

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 烏丸ビル2階

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,おやこ劇場・親と子の劇場をはじめとする「子ども」と「芸術・文化」に関する団体及び個人との連絡を図り,交流・支援等の事業とともに生の舞台芸術の鑑賞と主体的な体験活動を行うことにより,子どもの社会参画の機会の拡充を図るとともに,子どもたちの豊かな成長と生活文化環境の向上に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成25年9月6日

(文化市民局地域自治推進室)